

大崎市中小企業者・小規模企業者等 事業継続支援金【9月改正版】 申請の手引き

交付申請書等を記載する前に必ずこの「申請の手引き」を
お読みください。なお、令和3年9月27日より、建設業、
製造業、不動産・物品賃貸業（要件あり）等が業種追加とな
りましたので、対象業種一覧をもう一度ご確認ください。

1. 制度概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
2. 必要書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
3. 申請書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ
4. 対象業種一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・11ページ
5. よくあるお問い合わせ・・・・・・・・・・・・17ページ

令和3年9月

1. 制度概要

目的

新型コロナウイルス感染症再拡大の影響を受け、事業収入が減少している事業者に対し支援金を支給し、事業の継続を支援するもの。

支援金額

1 事業者あたり 法人40万円 ・ 個人事業主20万円

『複数の業種』又は『同一の業種』の店舗を複数営まれていても、1 事業者につき1 申請となります。

対象となる事業者

下記の1～7のすべてに該当する事業者

1. 大崎市内に「店舗」又は「事業所」がある中小企業者（大企業者及びその子会社を除く）（※1）及び個人事業主並びに特定非営利活動法人。

《※1 中小企業者、大企業者の定義は、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条に基づきます。》

2. 緊急事態宣言（※2）の発出日（令和2年4月7日）より前から、大崎市中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金交付要綱別表に規定する業種（対象業種一覧を参照）を主たる事業（※3）として営んでいる事業者。または、市内で実施する令和3年1月から12月までのイベント等の中止等により影響を受けた、期間限定の店舗等の出店を主たる事業とする市内に住所のある事業者。

ただし、事業収入以外にも収入がある個人事業主の場合、すべての収入のなかで最も金額が大きいものを主たる事業とします。事業収入よりも「不動産」「給与」「雑」等の金額が大きい場合は、事業を営んでいても主たる事業とは認められません。なお、事業収入とは確定申告第一表および市民税県民税確定申告書における「収入金額等」の事業欄の金額をいいます。

《※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいいます。》

《※3 複数事業を営む場合には対象月の前年同月または前々年同月の属する事業年度の年間収入のうち、最も収入額が大きい事業を主たる事業とします。》

3. 支援金を申請する日以後も、市内で事業を継続する意思がある事業者。

4. 宮城県による営業時間短縮の協力要請（第5期及び第5期延長分）（※4）の対象飲食店ではない事業者。

《※4 対象期間：令和3年4月 5日（月）午後9時から

令和3年5月12日（水）午前5時まで

対象施設：食品衛生法上の営業許可を取得している下記（①及び②）の施設

（ただし従前より、午前5時から午後9時までの範囲で営業している施設は、対象外）

①接待を伴う飲食店

②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）》

5. 令和3年1月から12月までの間の任意の連続する2箇月の事業収入合計額（※5）が前年同月または前々年同月の事業収入合計額と比較して20%以上減少している事業者。（複数事業を営む場合は、複数事業全体の事業収入を比較します。）ただし、宮城県による営業時間短縮の協力要請（第10期及び第11期）（※6）の対象飲食店である事業者については、令和3年8月以降を比較の対象月とすることはできません。

《※5 事業収入は、国や県、市からのコロナ関連の補助金等（持続化給付金、感染症拡大防止協力金、家賃支援給付金など）を含まず計算します。》

《※6 対象期間 第10期 令和3年8月20日（金）午後8時から

令和3年8月26日（木）午後12時まで

第11期 令和3年8月27日（金）午前0時から

令和3年9月13日（月）午前5時まで 》

A. 対象月を前年同月と比較する場合

例) 令和3年5～6月と令和2年5～6月の事業収入の比較
 $(100万円 - 80万円) / 100万円 \times 100 = 20\%$
 ※20%以上減収しているので支給対象

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R2	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万
R3	50万	45万	45万	45万	40万	40万	45万	45万	50万	50万	50万	50万

R3合計 40万+40万=80万

R2合計 50万+50万=100万

B. 対象月を前々年同月と比較する場合

例) 令和3年3～4月と平成31年3～4月の事業収入の比較
(60万円 - 44万円) / 60万円 × 100 = 26.6%
※20%以上減収しているので支給対象

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R1	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万
R2	25万	25万	25万	25万	25万	25万	25万	25万	25万	25万	25万	25万
R3	25万	25万	22万	22万	25万	25万	25万	25万	25万	25万	25万	25万

R3合計 22万+22万=44万

H31 (R1) 合計 30万+30万=60万

6. 対象月の前年同月または前々年同月の属する事業年度の年間事業収入の平均月額が10万円を超える事業者。
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する営業を行わない事業者。

申請期間

令和3年7月1日（木）から令和4年1月31日（月）まで

（感染症拡大防止の観点から、原則郵送での申請にご協力ください。）

2. 必要書類等

提出書類

【申請書類】※大崎市ホームページ、産業商工課、各総合支所で配布しています。

- (1) 大崎市中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 提出書類チェックリスト ※個人事業主向けと法人向けがあります。
- (4) 添付書類 次頁以降参照

提出書類は、一つでも不足していると受付ができません。提出書類を郵送若しくは窓口を持参する際は、最後に必ず『提出書類チェックリスト』で不備がないか確認して下さい。

【 個人事業主 】 提出書類①～⑥

① 確定申告書等の写し

A. 前年同月と比較する場合

- 令和2年分所得税の確定申告書B第一表又は令和3年度分市民税・県民税の申告書の写し
- 令和2年分の所得税青色申告決算書の控えがある方は、損益計算書及び月別売上の記載部分の写し

※ 申告書は收受日付印の押印, 又は電子申告の日時・受付番号が記載されているもの。
(確定申告書の控えに收受印がない場合は, 確定申告書の控えの写しに加え, 市が発行する所得証明か, 税務署が発行する納税証明書「その2」を提出してください。)

※ e-Taxにて確定申告を行っている方は受信通知(1枚)を添付すること。

B. 前々年同月と比較する場合

- 令和元年分所得税の確定申告書B第一表又は令和2年度分市民税・県民税の申告書の写し
- 令和元年分の所得税青色申告決算書の控えがある方は、損益計算書及び月別売上の記載部分の写し

※ 申告書は收受日付印の押印, 又は電子申告の日時・受付番号が記載されているもの。
(確定申告書の控えに收受印がない場合は, 確定申告書の控えの写しに加え, 市が発行する所得証明か, 税務署が発行する納税証明書「その2」を提出してください。)

※ e-Taxにて確定申告を行っている方は受信通知(1枚)を添付すること。

② 売上の減少が確認できる書類

- 『大崎市中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金交付申請書兼請求書』で任意に指定した月の売上台帳や帳簿などの写し
(売上の年月が明確に記載されているものがが必要です。)

例) A. 対象月を令和3年5～6月として前年同月と比較する場合

- 令和3年5～6月と令和2年5～6月の売上台帳や帳簿などの写し

例) B. 対象月を令和3年5～6月として前々年同月と比較する場合

- 令和3年5～6月と令和元年5～6月の売上台帳や帳簿などの写し

③ 営業の実態が確認できる書類

- 事業内容が確認できる店舗や事業所内外を撮影した申請時点の写真

※ 具体的には下記(㊸～㊺)の写真(別添の写真貼付用紙に貼付けてください。)

㊸店舗(事業所)の場所がわかる遠くからの外観写真,

㊹店舗(事業所)の名称がわかる近い距離からの外観写真

(外観に名称が分かる看板などがある場合は, 看板が入るように全体を撮影し, 看板などが無い場合は, 入口を中心に全体を撮影した写真)

㊺取扱商品等の営業実態がわかる店舗(事業所)の内部写真

- 事業内容がわかる書類

〈例〉許認可書(証)の写し(飲食店営業許可書, 古物営業許可証等),
会社案内, パンフレットなど

- 緊急事態宣言の発出日（令和2年4月7日）より前から営業していることが確認できる書類

A. 令和元年までに開業していた場合

〈例〉令和元年分所得税の確定申告書B第一表又は令和2年度分市民税・県民税の申告書の写し

（前々年同月と比較している場合は「①確定申告書等の写し」で上記〈例〉と同じものを提出していただくので、ここでは省略して構いません。また、前年同月と比較している場合は事業年度が違うので上記〈例〉のものを提出してください。）

B. 令和2年1月1日から令和2年4月6日までに開業した場合

〈例〉個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※ 令和2年4月6日までに開業しているもの。また、收受日付印の押印、又は電子申告の日時・受付番号が記載されているもの。

④ 本人確認書類の写し

- 運転免許証（両面）の写し、個人番号カード（表面）の写し、写真付き住民基本台帳カード（表面）の写しなど、いずれか一つ

⑤ 振込先通帳の写し

- 申請者本人名義の通帳の写し

※ 通帳の表紙のコピーと1枚めくり1、2ページ目のコピー両方が必要です。

⑥ 【飲食店の場合のみ】協力要請（第5期及び第5期延長分）の対象外であることを確認する必要があります。

「酒類を提供していない」又は「酒類を提供しているが、従来、午前5時から午後9時までの範囲で営業している」ことを確認する資料。下記の㊶または㊷のうち、一つ。

「酒類を提供していない」場合

㊶酒類を提供していないことがわかるもの（例：メニューの写しなど）

「酒類を提供しているが、従来、午前5時から午後9時までの範囲で営業している」場合

㊷営業時間がわかるもの（例：メニューの写し、店舗写真など）

① 確定申告書等の写し

- 法人税の確定申告書別表第一の写し
(対象月の前年同月または前々年同月の属する事業年度のもの)
- 法人事業概況説明書(両面)の写し
(対象月の前年同月または前々年同月の属する事業年度のもの)
 - ※ 申告書は收受日付印の押印, 又は電子申告の日時・受付番号が記載されているもの。
 - ※ e-Tax にて確定申告を行っている方は受信通知(1枚)を添付すること。

② 売上の減少が確認できる書類

- 『大崎市中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金交付申請書兼請求書』で任意に指定した月の売上台帳や帳簿などの写し
(売上の年月が明確に記載されているものがが必要です。)
 - 例) A. 対象月を令和3年5～6月として前年同月と比較する場合
 - 令和3年5～6月と令和2年5～6月の売上台帳や帳簿などの写し
 - 例) B. 対象月を令和3年5～6月として前々年同月と比較する場合
 - 令和3年5～6月と令和元年5～6月の売上台帳や帳簿などの写し

③ 営業の実態が確認できる書類

- 事業内容が確認できる店舗や事業所内外を撮影した申請時点の写真
 - ※ 具体的には下記(㊶～㊸)の写真(別添の写真貼付用紙に貼付けてください。)
 - ㊶店舗(事業所)の場所がわかる遠くからの外観写真,
 - ㊷店舗(事業所)の名称がわかる近い距離からの外観写真
(外観に名称が分かる看板などがある場合は、看板が入るように全体を撮影し、看板などが無い場合は、入口を中心に全体を撮影した写真)
 - ㊸取扱商品等の営業実態がわかる店舗(事業所)の内部写真
- 事業内容がわかる書類
 - 〈例〉許認可書(証)の写し(飲食店営業許可書, 古物営業許可証等), 会社案内, パンフレットなど

④ 資本金, 従業員数が確認できる書類

- 履歴事項全部証明書の写し(3ヵ月以内に取得のもの)
 - ※ 資本金等を確認するために必要です。
- 従業員名簿, 給与支払い台帳の写しなど, いずれか一つ
 - ※ 下記(㊶～㊸)に該当する場合は必要になりますが, **該当しない場合は不要です。**
 - ㊶. 卸売業で資本金1億円を超える。
 - ㊷. サービス業で資本金5,000万円を超える。
 - ㊸. 小売業で資本金5,000万円を超える。
 - ㊹. その他の業種(㊶～㊸以外)で資本金3億円を超える。

⑤ 振込先通帳の写し

- 法人名義（法人名義が無い場合は代表者名義でも可）の通帳の写し

※通帳の表紙のコピーと1枚めくり1, 2ページ目のコピー両方が必要です。

⑥ 【飲食店の場合のみ】協力要請（第5期及び第5期延長分）の対象外であることを確認する必要があります。

「酒類を提供していない」又は「酒類を提供しているが、従来、午前5時から午後9時までの範囲で営業している」ことを確認する資料。下記の②または①のうち、一つ。

「酒類を提供していない」場合

- ②酒類を提供していないことがわかるもの（例：メニューの写し）

「酒類を提供しているが、従来、午前5時から午後9時までの範囲で営業している」場合

- ①営業時間がわかるもの（例：メニューの写し、店舗写真など）

申請の特例

前年同月または前々年同月との事業収入比較では申請ができないとき、次のいずれか（下記①または②）に該当する場合特例による申請ができます。

① 法人成り特例

比較する2つの対象時期の間で法人を設立し、個人事業主として行っていた事業を引き継いだ場合は、対象月の法人の売上とその前年同月または前々年同月の個人事業主の売上を比較することができます。

特例で申請を行う場合は、通常の申請に必要な「添付書類」の他、以下の書類を追加で提出してください。

- 対象月の前年同月または前々年同月の属する事業年度分の確定申告書B第一表・第二表及び所得税青色申告決算書（両面）の写し
- 比較する2つの対象時期の間で法人成りしたことがわかる書類
例）法人設立届出書、個人事業の廃業届出書など

② 事業承継・相続特例

比較する2つの対象時期の間で事業承継または相続した場合は、承継・相続前の各事業者の売上の合計と承継・相続後の事業者の売上を比較することができます。合併等に伴う承継の場合も本特例を適用できます。

特例で申請を行う場合は、通常の申請に必要な「添付書類」の他、以下の書類を追加で提出してください。

- 承継・相続元の事業者の対象月の前年同月または前々年同月の属する事業年度分の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し又は、確定申告書B第一表・第二表及び所得税青色申告決算書（両面）の写し
- 事業承継等をしたことがわかる書類
例）履歴事項全部証明書（事業承継等をしたことがわかる記載があること）、
開業届（事業承継等をした旨の記載があること）など

提出書類の提出先

提出書類は、一つでも不足していると受付ができません。提出書類を郵送若しくは窓口を持参する際は、最後に必ず『提出書類チェックリスト』で不備がないか確認して下さい。

【郵送の場合】

〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町 1 番 1 号

大崎市役所 産業経済部 産業商工課 事業継続支援金担当 宛

Tel : 0229-23-7091 Fax : 0229-23-7578

【持参の場合】（郵送申請にご協力ください。）

受付場所：大崎市役所 東庁舎 2階

産業商工課

受付時間：8時30分～17時

- 感染症拡大防止の観点から、**原則郵送**での申請にご協力ください。
- お越しの際はマスクの着用、手指の消毒の徹底をお願いします。

留意事項

- 提出書類について、電話等で問い合わせることがありますのでご協力ください。
- 申請内容確認のため、店舗等を現地確認することがありますのでご協力ください。

3. 申請書記載例

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

大崎市中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金交付申請書兼請求書

↑
投函する又は窓口で申請する
日を書入。

大崎市長 様

個人事業主は、住所設定(居住地)しているところを書入。法人は、法人の所在地を書入。

必ず、問合せする際の担当者名と連絡先を書入して下さい。担当者名については、代表者本人であれば、代表者と同じ又は同上として下さい。

代表者居住地 (法人は所在地)	〒●●●●-●●●● 大崎市古川七日町1番1号	忘れずご押印してください。法人の場合は代表者印(法人実印)、個人の場合は認め印(スタンプ不可)。
法人の名称 (法人のみ)		
代表者氏名 (役職等 個人事業主)	大崎 太郎	①
申請に係る 担当者名	大崎 花子	
担当者連絡先	●●●● (●●) ●●●●	

主として営んでいる業種を、必ず【対象業種一覧(別表)】を参照し小分類番号及び小分類の業種を書いて下さい。複数事業を営んでいる場合も主たる事業(業種)で記入します。

事業継続支援金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を提出による交付を希望します。

市内にある事業所又は店舗の所在地を記入して下さい。代表者の居住地又は法人の所在地ではありません。

事業所又は店舗所在地	大崎市古川七日町1番1号 東庁舎2階		
事業所又は店舗名称	食堂 大崎	開業(開設)日	平成18年 3月31日
業種 ※別表を参照	小分類番号	761	小分類の業種
	事業内容	来客者に定食などを提供しているほか、弁当のテイクアウトも実施	
事業収入の減少率	【 】月事業収入	【 】月事業収入	合計額
減少率	2年		円
	3年		円
	減少率	$(A-B) \div A \times 100$	%

法人の場合は400,000円
個人の場合は200,000円
の方に☑して下さい。

事業収入の減少率については、
10ページを参照。

特例適用	<input type="checkbox"/> 法人成り特例	<input type="checkbox"/> 事業承継・相続特例	← 該当する場合のみ <input checked="" type="checkbox"/>
申請及び請求額 ※該当する方に☑	<input type="checkbox"/> 金 400,000円	※【法人】	1 事業者あたり 40万円の支援金になります。
	<input checked="" type="checkbox"/> 金 200,000円	※【個人事業主】	1 事業者あたり 20万円の支援金になります。

振込先にゆうちょ銀行以外の銀行を希望する方は銀行名と支店名を記入。

法人の概要	法人番号(13桁)	従業員数(常勤)	人	資本	
振込先にゆうちょ銀行を希望する方は通帳を一枚めくり店番(数字3桁)を記入。	銀行名 (ゆうちょ銀行以外)	銀行	農協・漁協	本所・支所	
	ゆうちょ銀行 (店番号)	818	預金種類	普通・当座	
	座番号(7桁)	●●●●●●●	(7桁)		
	フリガナ	シヨクドウオオサキオオサキタロウ			
	口座名義人	食堂 大崎 大崎太郎			

ゆうちょ銀行、他銀行問わず預金種類【普通・当座】のいずれかを○で囲み口座番号(7桁)、フリガナ、口座名義人を正しく記入して下さい。

「事業収入の減少率」欄の【記載例】

令和3年5月～6月分の事業収入の合計額と令和元年5月～6月分の事業収入の合計額を比較

比較先年度として令和元年か令和2年を○で囲んで下さい。平成31年分は令和元年を囲んで下さい。

(小数点第2位以下は切り捨てる)

$$(\text{A} \cdots 600,000 \text{円} - \text{B} \cdots 406,500 \text{円}) \div \text{A} \cdots 600,000 \text{円} \times 100 = 32.25\%$$

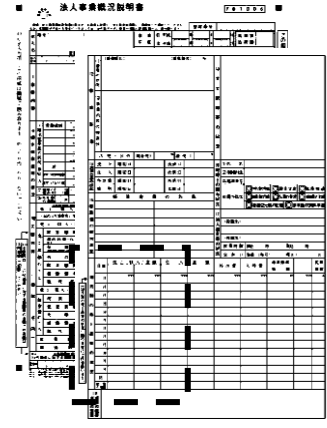
対象月である連続する2箇月を記入

事業収入の減少率	【5】月事業収入		【6】月事業収入		合計額
	令和元2年	320,000円	280,000円	①	
	令和3年	221,500円	185,000円	②	406,500円
減少率		(A-B) ÷ A × 100			32.2%

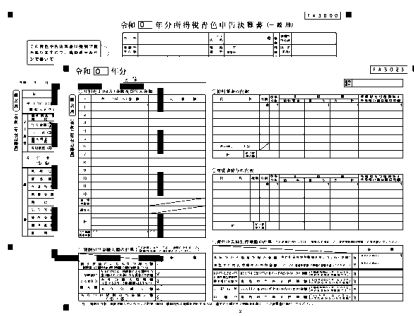
「対象月の事業収入」は対象月として選択した月分の売上台帳等から月額売上を転記してください。

対象月の前年同月または前々年同月の属する事業年度の法人事業概況説明書または所得税青色申告決算書から転記してください。

【法人】
法人事業概況説明書



【個人】
所得税青色申告決算書



※上記の書類から転記できない場合は「前年同月または前々年同月」分の売上台帳等から月額売上を転記してください。

4. 対象業種一覧

【別表】大崎市中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金交付対象業種

大分類	中分類	小分類	備考
建設業	06 総合工事業	060 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 061 一般土木建築工事業, 062 土木工事業 (舗装工事業を除く), 063 舗装工事業, 064 建築工事業 (木造建築工事業を除く), 065 木造建築工事業, 066 建築リフォーム工事業	
	07 職別工事業 (設備工事業を除く)	070 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 071 大工工事業, 072 とび・土工・コンクリート工事業, 073 鉄骨・鉄筋工事業, 074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業, 075 左官工事業, 076 板金・金物工事業, 077 塗装工事業, 078 床・内装工事業, 079 その他の職別工事業	
	08 設備工事業	080 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 081 電気工事業, 082 電気通信・信号装置工事業, 083 管工事業 (さく井工事業を除く), 084 機械器具設置工事業, 085 その他の設備工事業	
製造業	09 食料品製造業	090 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 091 畜産食料品製造業, 092 水産食料品製造業, 093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業, 094 調味料製造業, 095 糖類製造業, 096 精穀・製粉業, 097 パン・菓子製造業, 098 動植物油脂製造業, 099 その他の食料品製造業	
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	100 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 101 清涼飲料製造業, 102 酒類製造業, 103 茶・コーヒー製造業 (清涼飲料を除く), 104 製氷業, 105 たばこ製造業, 106 飼料・有機質肥料製造業	
	11 繊維工業	110 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 111 製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業, 112 織物業, 113 ニット生地製造業, 114 染色整理業, 115 網・網・レース・繊維粗製品製造業, 116 外衣・シャツ製造業 (和式を除く), 117 下着類製造業, 118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業, 119 その他の繊維製品製造業	
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	120 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 121 製材業, 木製品製造業, 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業, 123 木製容器製造業 (竹, とうを含む), 129 その他の木製品製造業 (竹, とうを含む)	
	13 家具・装備品製造業	130 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 131 家具製造業, 132 宗教用具製造業, 133 建具製造業, 139 その他の家具・装備品製造業	
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	140 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 141 パルプ製造業, 142 紙製造業, 143 加工紙製造業, 144 紙製品製造業, 145 紙製容器製造業, 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	
15 印刷・同関連業	150 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 151 印刷業, 152 製版業, 153 製本業, 印刷物加工業, 159 印刷関連サービス業		

(つづき) 製造業	16 化学工業	160 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 161 化学肥料製造業, 162 無機化学工業製品製造業, 163 有機化学工業製品製造業, 164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業, 165 医薬品製造業, 166 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業, 169 その他の化学工業	
	17 石油製品・石炭製品製造業	170 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 171 石油精製業, 172 潤滑油・グリース製造業 (石油精製業によらないもの), 173 コークス製造業, 174 舗装材料製造業, 179 その他の石油製品・石炭製品製造業	
	18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	180 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業, 182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業, 183 工業用プラスチック製品製造業, 184 発泡・強化プラスチック製品製造業, 185 プラスチック成形材料製造業 (廃プラスチックを含む), 189 その他のプラスチック製品製造業	
	19 ゴム製品製造業	190 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 191 タイヤ・チューブ製造業, 192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業, 193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業, 199 その他のゴム製品製造業	
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	200 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 201 なめし革製造業, 202 工業用革製品製造業 (手袋を除く), 203 革製履物用材料・同附属品製造業, 204 革製履物製造業, 205 革製手袋製造業, 206 かばん製造業, 207 袋物製造業, 208 毛皮製造業, 209 その他のなめし革製品製造業	
	21 窯業・土石製品製造業	210 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 211 ガラス・同製品製造業, 212 セメント・同製品製造業, 213 建設用粘土製品製造業 (陶磁器製を除く), 214 陶磁器・同関連製品製造業, 215 耐火物製造業, 216 炭素・黒鉛製品製造業, 217 研磨材・同製品製造業, 218 骨材・石工品等製造業, 219 その他の窯業・土石製品製造業	
	22 鉄鋼業	220 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 221 製鉄業, 222 製鋼・製鋼圧延業, 223 製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く), 224 表面処理鋼材製造業, 225 鉄素形材製造業, 229 その他の鉄鋼業	
	23 非鉄金属製造業	230 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 231 非鉄金属第1次製錬・精製業, 232 非鉄金属第2次製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む), 233 非鉄金属・同合金圧延業 (抽伸, 押し出しを含む), 234 電線・ケーブル製造業, 235 非鉄金属素形材製造業, 239 その他の非鉄金属製造業	
	24 金属製品製造業	240 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業, 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業, 243 暖房・調理等装置, 配管工事用附属品製造業, 244 建設用・建築用金属製品製造業 (製缶板金業を含む), 245 金属素形材製品製造業, 246 金属被覆・彫刻業, 熱処理業 (ほうろろ鉄器を除く), 247 金属線製品製造業 (ねじ類を除く), 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業, 249 その他の金属製品製造業	
	25 はん用機械器具製造業	250 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 251 ボイラ・原動機製造業, 252 ポンプ・圧縮機器製造業, 253 一般産業用機械・装置製造業, 259 その他のはん用機械・同部分品製造業	

(つづき) 製造業	26 生産用機械器具製造業	260 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 261 農業用機械製造業 (農業用器具を除く), 262 建設機械・鉱山機械製造業, 263 繊維機械製造業, 264 生活関連産業用機械製造業, 265 基礎素材産業用機械製造業, 266 金属加工機械製造業, 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業, 269 その他の生産用機械・同部分品製造業	
	27 業務用機械器具製造業	270 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 271 事務用機械器具製造業, 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業, 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業, 274 医療用機械器具・医療用品製造業, 275 光学機械器具・レンズ製造業, 276 武器製造業	
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	280 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 281 電子デバイス製造業, 282 電子部品製造業, 283 記録メディア製造業, 284 電子回路製造業, 285 ユニット部品製造業, 289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	29 電気機械器具製造業	290 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業, 292 産業用電気機械器具製造業, 293 民生用電気機械器具製造業, 294 電球・電気照明器具製造業, 295 電池製造業, 296 電子応用装置製造業, 297 電気計測器製造業, 299 その他の電気機械器具製造業	
	30 情報通信機械器具製造業	300 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 301 通信機械器具・同関連機械器具製造業, 302 映像・音響機械器具製造業, 303 電子計算機・同附属装置製造業	
	31 輸送用機械器具製造業	310 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 311 自動車・同附属品製造業, 312 鉄道車両・同部分品製造業, 313 船舶製造・修理業, 船用機関連製造業, 314 航空機・同附属品製造業, 315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業, 319 その他の輸送用機械器具製造業	
	32 その他の製造業	320 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 321 貴金属・宝石製品製造業, 322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 (貴金属・宝石製を除く), 323 時計・同部分品製造業, 324 楽器製造業, 325 がん具・運動用具製造業, 326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業, 327 漆器製造業, 328 畳等生活雑貨製品製造業, 329 他に分類されない製造業	
情報通信業	37 通信業	370 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 371 固定電気通信業, 372 移動電気通信業, 373 電気通信に附帯するサービス業	
	38 放送業	380 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 381 公共放送業 (有線放送業を除く), 382 民間放送業 (有線放送業を除く), 383 有線放送業	
	39 情報サービス業	390 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 391 ソフトウェア業, 392 情報処理・提供サービス業	
	40 インターネット附随サービス業	400 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 401 インターネット附随サービス業	
	41 映像・音声・文字情報制作業	410 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 411 映像情報制作・配給業, 412 音声情報制作業, 413 新聞業, 414 出版業, 415 広告制作業, 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	

運輸業、郵便業	43 道路旅客運送業	430 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 431 一般乗合旅客自動車運送業, 432 一般乗用旅客自動車運送業, 433 一般貸切旅客自動車運送業, 439 その他の道路旅客運送業	
	44 道路貨物運送業	440 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 441 一般貨物自動車運送業, 442 特定貨物自動車運送業, 443 貨物軽自動車運送業, 444 集配利用運送業, 449 その他の道路貨物運送業	
	48 運輸に附帯するサービス業	480 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 481 港湾運送業, 482 貨物運送取扱業 (集配利用運送業を除く), 483 運送代理店, 484 こん包業, 485 運輸施設提供業, 489 その他の運輸に附帯するサービス業	
卸売業・小売業	50 各種商品卸売業	500 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 501 各種商品卸売業	
	51 繊維・衣服等卸売業	510 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 511 繊維品卸売業 (衣服, 身の回り品を除く), 512 衣服卸売業, 513 身の回り品卸売業	
	52 飲食品卸売業	520 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 521 農畜産物・水産物卸売業, 522 食料・飲料卸売業	
	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	530 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 531 建築材料卸売業, 532 化学製品卸売業, 533 石油・鉱物卸売業, 534 鉄鋼製品卸売業, 535 非鉄金属卸売業, 536 再生資源卸売業	
	54 機械器具卸売業	540 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 541 産業機械器具卸売業, 542 自動車卸売業, 543 電気機械器具卸売業, 549 その他の機械器具卸売業	
	55 その他の卸売業	550 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 551 家具・建具・じゅう器等卸売業, 552 医薬品・化粧品等卸売業, 553 紙・紙製品卸売業, 559 他に分類されない卸売業	
	56 各種商品小売業	560 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 561 百貨店, 総合スーパー, 569 その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)	ただし, 日本標準産業分類 (平成25年10月改定) (平成26年4月1日施行) 大分類I卸売業・小売業, 中分類61無店舗小売業に規定する業種を除く。
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	570 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 571 呉服・服地・寝具小売業, 572 男子服小売業, 573 婦人・子供服小売業, 574 靴・履物小売業, 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	
	58 飲食品小売業	580 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 581 各種食料品小売業, 582 野菜・果物小売業, 583 食肉小売業, 584 鮮魚小売業, 585 酒小売業, 586 菓子・パン小売業, 589 その他の飲食品小売業	
	59 機械器具小売業	590 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 591 自動車小売業, 592 自転車小売業, 593 機械器具小売業 (自動車, 自転車を除く)	
60 その他の小売業	600 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 601 家具・建具・畳小売業, 602 じゅう器小売業, 603 医薬品・化粧品小売業, 604 農耕用品小売業, 605 燃料小売業, 606 書籍・文房具小売業, 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業, 608 写真機・時計・眼鏡小売業, 609 他に分類されない小売業		
金融業, 保険業	67 保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	670 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 671 生命保険業, 672 損害保険業, 673 共済事業, 少額短期保険業, 674 保険媒介代理業, 675 保険サービス業	

不動産業, 物品 賃貸業	68 不動産取引業	680 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 681 建物売買業, 土地売買業, 682 不動産代理業・仲介業	ただし, 宅地建物取引業 免許の所持事業者のみ該当
	69 不動産賃貸業・管理 業	690 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 691 不動産賃貸業 (貸家業, 貸間業を除く), 692 貸家業, 貸間業, 693 駐車場業, 694 不動産管理業	ただし, 宅地建物取引業 免許の所持事業者のみ該当 (主たる事業がコイン パーキング事業の者のみ 免許所持を問わない。)
	70 物品賃貸業	700 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 701 各種物品賃貸業, 702 産業 用機械器具賃貸業, 703 事務用機械器具賃貸業, 704 自動車賃貸業, 705 スポーツ・娯楽用品賃貸業, 709 その他の物品賃貸業	
学術研究, 専 門・技術サービ ス業	72 専門サービス業 (他 に分類されないもの)	720 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 721 法律事務所, 特許事務 所, 722 公証人役場, 司法書士事務所, 土地家屋調査士事務所, 723 行 政書士事務所, 724 公認会計士事務所, 税理士事務所, 725 社会保険労 務士事務所, 726 デザイン業, 727 著述・芸術家業, 728 経営コンサルタ ント業, 純粋持株会社, 729 その他の専門サービス業	
	73 広告業	730 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 731 広告業	
	74 技術サービス業 (他 に分類されないもの)	740 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 741 獣医業, 742 土木建築サー ビス業, 743 機械設計業, 744 商品・非破壊検査業, 745 計量証明業, 746 写真業, 749 その他の技術サービス業	
宿泊業, 飲食サ ービス業	75 宿泊業	750 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 751 旅館, ホテル, 752 簡易宿 所, 753 下宿業, 759 その他の宿泊業	
	76 飲食店	760 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 761 食堂, レストラン (専門 料理店を除く), 762 専門料理店, 763 そば・うどん店, 764 すし店, 765 酒場, ビヤホール, 766 バー, キャバレー, ナイトクラブ, 767 喫茶 店, 769 その他の飲食店	ただし, 宮城県による営 業時間短縮の協力要請 (第5期及び第5期延長 分) の対象飲食店を除 く。
	77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	770 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 771 持ち帰り飲食サービス 業, 772 配達飲食サービス業	
生活関連サービ ス業, 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・ 浴場業	780 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 781 洗濯業, 782 理容業, 783 美容業, 784 一般公衆浴場業, 785 その他の公衆浴場業, 789 その他の洗 濯・理容・美容・浴場業	
	79 その他の生活関連サ ービス業	790 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 791 旅行業, 792 家事サービス 業, 793 衣服裁縫修理業, 794 物品預り業, 795 火葬・墓地管理業, 796 冠婚葬祭業, 799 他に分類されない生活関連サービス業	
	80 娯楽業	800 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 801 映画館, 802 興行場, 興 行団, 803 競輪・競馬等の競走場, 競技団, 804 スポーツ施設提供業, 805 公園, 遊園地, 806 遊戯場, 809 その他の娯楽業	
教育, 学習支援 業	82 その他の教育, 学習 支援業	820 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 821 社会教育, 822 職業・教育 支援施設, 823 学習塾, 824 教養・技能教授業, 829 他に分類されない教 育, 学習支援業	

サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業	880 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 881 一般廃棄物処理業, 882 産業廃棄物処理業, 889 その他の廃棄物処理業	
	89 自動車整備業	890 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 891 自動車整備業	
	90 機械等修理業	900 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 901 機械修理業（電気機械器具を除く）, 902 電気機械器具修理業, 903 表具業, 909 その他の修理業	
	91 職業紹介・労働者派遣業	910 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 911 職業紹介業, 912 労働者派遣業	
	92 その他の事業サービス業	920 管理, 補助的経済活動を行う事業所, 921 速記・ワープロ入力・複写業, 922 建物サービス業, 923 警備業, 929 他に分類されない事業サービス業	
	95 その他のサービス業	959 他に分類されないサービス業	

備考 業種の分類は、日本標準産業分類による

5. よくあるお問い合わせ

お問い合わせ	答え
店舗は大崎市内にありますが、市外に居住している個人事業主は対象になりますか。	対象になります。事業内容がわかる書類と写真の提出が必要になります。
店舗は大崎市内にありますが、市外に本店がある会社は対象になりますか。	対象になります。履歴事項全部証明書及び事業内容がわかる書類と写真の提出が必要になります。
1つの事業者が複数の事業（複数の店舗経営）を行っている場合、複数の申請はできますか。	1事業者につき1申請なので、複数申請はできません。
令和2年7月から開業しているのですが、対象になりますか。	対象となりません。緊急事態宣言の発出日（令和2年4月7日）より前から開業している事業者が対象になります。
一般社団法人や一般財団法人は、対象になりますか。	中小企業基本法上の「会社」に該当しないことから、対象とはなりません。事業協同組合、商工組合、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人及び任意のグループなども対象とはなりません。
〇〇（業種）は、対象になりますか。	「大崎市中小企業・小規模事業者等事業継続支援金申請の手引き」の対象業種一覧をご確認ください。
店舗の無いインターネット販売は、対象になりますか。	無店舗小売業は対象となりません。日本標準産業分類・大分類Ⅰ卸売業・小売業のうち、中分類61無店舗小売業に該当する業種は交付対象となりません。
2つの事業を行っていますが、一方が対象業種で、もう一方は対象外の業種です。この場合は、対象になりますか。	事業収入が減少した月を前年同月から前々年同月と比較する際に、その月（前年または前々年）が含まれる年の年間収入（売上）で、どちらの売上が大きいかを比べて下さい。金額が大きい方が主たる事業となりますので、その事業が対象になるかどうかで判断します。
給与収入が事業収入より多い者ですが、事業収入は20%以上減少しています。この場合は、対象になりますか。	対象となりません。確定申告または市県民税申告書の欄の「事業」の収入金額が「不動産」「給与」「雑」等の他の各収入金額より多いことが必要です。
事業収入の前年との比較で、例えば、5月が15%の減少、6月が25%の減少でも、対象となりますか。	前年の5月分と6月分の合計額と、今年の5月分と6月分の合計額での比較になります。その上で、20%以上の減少であれば、対象となります。
宮城県による営業時間短縮の協力要請（第5期及び第5期延長分）に協力しなかったため、協力金を受け取っていません。この場合は、対象になりますか。	対象となりません。「協力要請の対象飲食店ではない事業者」が対象になるためです。
「年間事業収入の平均月額が10万円を超える」とありますが、いつの年間収入のことですか。	事業収入が減少した月を前年同月から前々年同月と比較する際の、その月（前年または前々年）が含まれる年の年間事業収入（売上）になります。その年度の確定申告書で確認できます。
「年間事業収入の平均月額が10万円を超える」とは、どういう計算をすればいいのですか。	確定申告による年間の事業収入（売上）を12ヵ月で割ったときに10万円を超えることで、通常であれば年間売上が120万円を超える状態です。年の途中からの開業であれば、営業月数で割って下さい。

お問い合わせ	答え
建設業の個人事業主ですが、大崎市内の自宅を拠点に仕事をしている場合は対象になりますか。	対象になります。事業内容がわかる書類と写真の提出が必要になります。
市外在住の建設業の個人事業主です。主な現場が大崎市内ですが、対象になりますか。	対象となりません。
市外在住の建設業の個人事業主です。大崎市内に資材置場がありますが、対象になりますか。	資材置場は対象となりません。
市外に本社がある建設業の事業者ですが、大崎市内に現場事務所がある場合は対象になりますか。	現場事務所は対象となりません。
建設業と農業を営んでいる者ですが、対象となりますか。	事業収入が減少した月を前年同月から前々年同月と比較する際に、その月（前年または前々年）が含まれる年の年間収入（売上）で、どちらの売上が大きいかを比べて下さい。金額が大きい方が主たる事業となりますので、建設業の売上が大きい場合は、対象になります。
市外に本店工場がある製造業の事業者ですが、大崎市内に販売店がある場合、対象になりますか。また、この場合、事業収入の比較は販売店の分だけで良いのでしょうか。	大崎市内に店舗があるため、対象になります。事業収入の比較は個別店舗ではなく、全体の事業収入での比較となります。
市外に製造工場があり、大崎市内に本社事務所がある製造業の事業者です。この場合、対象になりますか。	対象になります。本社は事業所と考えられるためです。
貸家や貸アパートで事業収入を得ている者ですが、対象となりますか。	宅地建物取引業免許を所持していれば、対象になります。
宮城県による営業時間短縮の協力要請（第5期及び第5期延長分）の対象ではなかったが、協力要請（第10期及び第11期）の対象になりました。この場合は、事業継続支援金の対象になりますか。	対象にはなりませんが、第10期の協力要請が8月20日より、第11期の協力要請が8月27日より開始されていますので、どちらの対象者も8月以降を事業収入比較の対象月とすることができません。